

答 申 書

第1 審査会の結論

松戸市福祉事務所長が審査請求人に対し、令和2年2月19日付け松福二第15号の197により通知した扶助費過払金徴収決定（以下「本件処分」という。）のうち、〇〇〇〇〇〇〇円を超える部分を取り消し、その余の審査請求を棄却することが相当である。

第2 事案の概要

- 1 平成30年〇〇月〇〇日、松戸市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人からの生活保護の申請に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条の規定により、同日を保護開始日として当該審査請求人の保護を開始した。
- 2 保護開始時より、審査請求人及び審査請求人の二女（以下「二女」という。）は、それぞれ就労中である旨の申告があった。
- 3 平成30年〇〇月〇〇日、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、世帯員全員の全ての収入について変動があった場合には、速やかに処分庁に申告する義務があることを説明した。
- 4 平成31年〇〇月〇〇日、処分庁の担当者は、二女に対し、3と同様の説明をした。
- 5 平成31年〇〇月以降、処分庁は、訪問、電話、郵便等の手段を用い、確認できていない収入申告書と給与明細書の提出を求めたが、審査請求人及び二女からの応答はなかった。
- 6 その後処分庁は、令和元年〇〇月〇〇日及び同年〇〇月〇〇日までに、申告を行う旨を記載した指示文書を送達したが、審査請求人及び二女からの応答はなかった。
- 7 令和元年〇〇月〇〇日、処分庁は、文書指示を二度行ったにもかかわらず、指示内容が履行されず、更に令和元年〇〇月〇〇日、審査請求人と二女に弁明の機会を付与するための聴聞会を開催することとし、その通知を送達したが、審査請求人と二女はこれを欠席した。

また、欠席する旨の事前の連絡はなかった。

- 8 令和元年〇〇月〇〇日、処分庁は生活保護法第26条の規定により、一度目の指示内容の履行期限の翌日である令和元年〇〇月〇〇日を生活保護の廃止日として審査請求人世帯の生活保護を廃止した。
- 9 処分庁は、生活保護法第29条の規定による調査により、平成30年〇〇月〇〇日から令和元年〇〇月〇〇日までの期間において、審査請求人及び二女に関し、申告した収入を超える入金があったこと、審査請求人の二男名義の銀行口座に前夫からの入金があったこと、保護申請に際しての調査期間中に預貯金があったことを把握した。
- 10 令和2年2月19日、処分庁は、未申告の預貯金により、平成30年〇〇月〇〇日から令和元年〇〇月〇〇日までの間において扶助費過払金が生じたことを理由に、生活保護法第78条の規定により、本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 11 令和2年4月27日、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 平成30年〇〇月に補助（生活保護）の申請をし、同年〇〇月に決定した。

その後すぐ、平成31年〇〇月に就職が決まった。

同年〇〇月末に初めての給与が出て、同年〇〇月頃までは書類の提出はしており、許可の上で補助が出ていたのではないかと。

その後、生活が安定してきたので補助が切れる説明を受け、以降は受けていない。

補助を受けた当初、銀行にあった預金は補助のお金を入金したもので、もともとあったお金ではない。

このことは担当に伝えてある。

- (2) 勤務中は休憩時間も勉強に充てており、市役所からの電話に出れなかった。掛け直しても取り次げない状態であった。

市役所の開庁時間に休みを取るのは、収入への影響や職場での信用に関わるので、できなかった。

- (3) 最初の面談で威圧的な方に面談を受けたため、詳しく内容が聞けず、よく分からないまま補助が始まった。

担当が変わってからも補助は既に切れているので書類の提出はしていない。

市役所への来所を促す連絡や手紙では、来所してもしなくても補助が切れるということであった。

既に補助は切れている認識であった上、返還(金)については全く考えられる内容ではなく、また、提出の上で補助の許可が出ていた〇月までの提出書類は何だったのか、理解できずにいる。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおりである。

(1) 収入について

ア 生活保護法第4条第1項及び第2項は、生活保護制度が自己責任の原則に対する補足的な役割を担うという補足性の原理を明らかにしたものであり、同法第8条は同原理を確認的に規定したものである。

同原理の下では、保護を受けるためには各自が持っている能力に応じて最大限の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなお最低限度の生活を営むことができない場合に初めて保護が行われることになる。

したがって、同法第4条第1項の「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び同法第8条第1項の「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

イ 本件において、審査請求人及び二女は、平成30年〇〇月〇〇日の保護開始以降、それぞれ複数の勤務先からの給与があり、その給与のうち未申告分、審査請求人の前夫から審査請求人の二男名義の銀行口座への入金並びに保護申請時の処分庁への未申告預貯金を合計するとその額は〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となる。

ウ したがって、これらの収入等は、上記「資産」又は「金銭又は物品」

に該当し、保護費から控除されるべき収入認定の対象とすべきものである。

エ これに対し審査請求人は、既に補助が切れている（生活保護が廃止されている）ので（申告等を）提出する必要はなかったと主張するが、生活保護の受給期間は、平成30年〇〇月〇〇日から令和元年〇〇月〇〇日までであるところ、本件収入は当該期間中になされたものであり、本件収入によって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加したのであるから、本件収入は申告すべき収入に当たる。

(2) 不実の申請その他不正な手段の該当性について

ア 保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に、被保護者の生活状況を調査しなければならないが（生活保護法第25条第2項）、この実施機関の調査のみでは、被保護者の生活状況を正確に把握することは困難である。

このため、生活保護法第61条は、被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとし、被保護者に上記事項の届出義務を課して保護の円滑な実施を図っている。

また、同法第78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができるとしている。

上記の各条文の趣旨に照らすと、同法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解するのが相当である（平成20年2月4日札幌地裁判決 平成18年（行ウ）10 生活保護費徴収処分取消請求事件）。

イ 本件においては、審査請求人は平成30年〇〇月〇〇日に、二女は平成31年〇〇月〇〇日に、生活保護の調査担当者から、「収入があったときには」に基づき、それぞれ説明を受け、世帯員全員すべての収入に

ついて変動があった場合には、速やかに、福祉事務所長に報告する義務があることを理解した上で、署名を行っている。なお、「収入があったときには」には、「保護費を正しく支給するために必要なことですから、収入があったとき、ありそうなき、収入の額が変更になったときは、どんな収入でも申告してください。」等が記載されている。

さらに、処分庁は、審査請求人に対し、平成31年〇〇月中に収入について確認するため電話し、不在のため留守番電話に伝言を残したほか、令和元年〇〇月〇〇日に審査請求人宅を訪問し、収入申告を行うように記した不在票を投函、同年〇〇月〇〇日に二女が来庁した際には、同人に対して、収入申告を行うよう口頭で指導、同年〇〇月〇〇日には、請求人宅を訪問、二女に対して収入申告を行うよう文書を読み上げ指示、同年〇〇月〇〇日には、収入申告を行うよう指示文書を再度投函、同年〇〇月〇〇日には、弁明の機会を付与するために弁明聴取通知書を投函した。

これらのことから、審査請求人は、本件収入を申告することの必要性については、十分に承知していたはずである。

ウ これに対し、審査請求人は、既に生活保護が廃止されていると思っていたことに加え、仕事や勉強の都合により、市役所の開庁時間に電話する等の対応はできかねる状態であったことを主張する。

しかしながら、審査請求人が都合により電話することができないのであれば、収入を申告する旨の書類を郵送すればよいのであって、同様の手段により問合せすることも可能であったはずであり、審査請求人の主張は、いずれも収入申告を免れる合理的な理由があるとは言えない。

エ 以上のように、審査請求人は、勤労による収入があった際には、収入として認定されること、収入があった場合には、生活保護法第61条の規定による届出の対象となることを認識していたはずであるにもかかわらず、収入の事実を申告しなかった。

これらの審査請求人の行為は、収入の事実を隠匿しようとするものであり、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたものであることは、明らかである。

(3) 生活保護費の過払金額について

平成30年〇〇月〇〇日から令和元年〇〇月〇〇日までの審査請求人世帯に対する支給済扶助費は、〇〇〇〇〇〇〇〇円（A）である。

一方、同期間における審査請求人世帯の申告していなかった収入は、必要経費を控除すると〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となり、当該収入に基づき認定を行うと、本来支給すべき扶助費（正当支給額）は〇〇〇〇〇〇〇〇円（B）となる。

したがって、支給済扶助費（A）から本来支給すべき扶助費（B）を控除した額は、〇〇〇〇〇〇〇〇円と算出され、生活保護法第78条に基づき、同額を徴収決定額としたものである。

第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とおおむね同旨であり、その要旨は、以下のとおりである。

1 保護の補足性について

(1) 生活保護法第4条は、「1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定し、生活保護制度が自己責任の原則に対する補足的な役割を担うという補足性の原理を明らかにしている。

本条に規定する生活保護の補足性は、生活保護法の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない（同法第5条）。

次に、同法第8条は、保護の基準及び程度の原則について、「1 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定し、補足性の原理を確認的に

規定している。

- (2) 以上の条文からすると、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであって、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならないこと求めているため、同法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び同法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものと解される。

2 不実の申請その他不正な手段の該当性について

生活保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に、被保護者の生活状況を調査しなければならないが、当該実施機関の調査のみでは、被保護者の生活状況を正確に把握することは困難である（同法第25条第2項）。このため、同法第61条は、「被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならない」と規定し、被保護者に当該事項の届出義務を課すことにより、保護の円滑な実施を図っている。また、同法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」ことを規定している。

上記各規定の趣旨に照らすならば、同法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、被保護者が積極的に虚偽の事実を申告するのみならず、申し立てることのほか、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれる（前掲札幌地裁判決参照）。

具体的には、被保護者が届出又は申告に当たり、特段の作為を加えた場合のみならず、特段の作為を加えない場合であっても、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審な点について説明を求めたにもかかわらず、被保護者がこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなときが該

当するものと解される。

本件においては、平成30年〇〇月〇〇日、審査請求人は、保護の実施機関である処分庁の職員から、同法第61条の規定により、世帯員全員の全ての収入について変動があった場合には、処分庁に申告する義務があることの説明を受けており、当該説明の内容について確認した旨の文書に該当する『収入があったときには』の内容に関する確認について」を、処分庁に提出している。

また、審査請求人と同一世帯に属する二女は、平成31年〇〇月〇〇日、処分庁の職員から同一内容の説明を受け、その内容を確認した旨の文書を処分庁に提出している。

しかし、その後、審査請求人及び二女は、保護の実施機関である処分庁の職員から、収入について、口頭指示及び2回にわたる文書指示を受けたほか、弁明機会の付与がされていたにも関わらず、世帯員のいずれかの収入について変動があった事実について、処分庁に申告する義務の履行を怠った経過が認められる。

以上のことからすると、審査請求人は、保護受給期間中の未申告収入について、同法第61条の「被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、すみやかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならない」とする義務規定に違反し、処分庁に対して、適正に収入申告を行わなかったといえることができる。

したがって、本件において、保護の実施機関である処分庁が生活保護法第78条第1項の規定により、被保護者に対し、本件処分による徴収金を課すこと自体は、適法な処分と認めることができる。

この点、最高裁判例においても、「生活保護法第78条は、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者が同一世帯の構成員である家族の収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち、被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきである」と判示している（平成30年12月18日第三小法廷判決 平成29年（行ヒ）生活保護変更決定取消等請求事件）。

2 生活保護費の過払い金額について

- (1) 審査会では、被保護者に対する生活保護費の過払い金額を確定するため、処分庁より提出された証拠書類に基づき、以下の各項目に係る金額を積算した（次表参照）。
 - ア 審査請求人世帯の保護期間中の各月ごとの最低生活費（A）
 - イ 保護期間中の各月ごとの生活保護受給時の収入認定額（B）
 - ウ 支給済扶助費の額（ $C = A - B$ ）
 - エ 給与明細等確認後の収入認定額（D）
 - オ 本来支給すべき扶助費の額（ $E = A - D$ ）
 - カ 返還対象額の計算上の額（ $F = C - E$ ）
 - キ 徴収対象額（G）

表（略）

※ 本表中、返還対象額については、計算上、月単位で支給済扶助費の額（C）より、本来支給すべき扶助費の額（E）が少ない場合、その差額が計算上の返還対象額（F）となり、本来支給すべき扶助費の額（E）を超える部分については、発生月以降に繰り越していくが、その場合でも発生月以降の支給済扶助費の額が上限となる（G）。

本件においては、平成31年〇〇月以降、審査請求人世帯の就労収入が増加し、最低生活費を超過し、計算上の返還対象額が翌月以降に繰り越して加算していくようにも見えるが、同月以降は、医療費と教育費しか支給していないため、就労収入の増加額と徴収対象額（G）とは、連動しないことになる。

- (2) しかし、処分庁が平成30年〇〇月分の未申告収入の一部と認定した平成30年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇銀行〇〇支店に入金された金額〇〇〇〇〇〇〇円について、審査請求人は、審査請求書の審査請求についての理由で「補助でいただいたお金を銀行に入れた時のもの」と生活保護の担当者に伝えていると主張し、銀行の取引履歴において、同日の〇〇時〇〇分にATMで入金されていることが確認できる。
- (3) よって、この〇〇〇〇〇〇〇円については、扶助費〇〇〇〇〇〇〇円

(平成30年〇〇月分(〇〇〇〇円)、同年〇〇月分(〇〇〇〇円)、平成31年〇〇月分(〇〇〇〇円)を一括支給したものが支給されたものの一部を、同日である平成30年〇〇月〇〇日に入金されたものであると考えることが自然であり、収入認定額に算定すべきではないと思料されることから、(1)で示した表は、下記のとおり下線部が修正される。

表 (略)

- (4) 処分庁は、この〇〇〇〇〇〇〇円を不明な入金のまま、未申告収入として認定しているが、平成30年〇〇月〇〇日に審査請求人に処分庁の窓口で扶助費を手渡したのがATM入金時刻後であったこと等、当該不明な入金を保護申請時の所持金とみなした根拠が何ら示されていないことからすると、未申告収入とした当該認定は、不当と言わざるを得ない。

したがって、生活保護法第78条の規定による徴収額は、前記(1)で示した表の徴収対象額の合計〇〇〇〇〇〇〇円からこの〇〇〇〇〇〇〇円を差し引いた、前記(3)で示した表の徴収対象額の合計〇〇〇〇〇〇〇円が相当であり、本件処分は、〇〇〇〇〇〇〇円を超える部分については、不当な処分に該当する。

- (5) 本件処分に対する行政不服審査法の適用

行政不服審査法第46条第1項は、処分についての審査請求の認容について、「処分(事実上の行為を除く。以下この条及び第48条において同じ。)についての審査請求が理由がある場合(前条第3項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。」と規定している。

本条中、「当該処分の一部を取り消し」とは、違法又は不当事由がある部分を他の部分から分割して取り消すことができる場合に、前者の部分のみを取り消す裁決をいい、課税処分のうち違法な部分の取消し(減額)、処分の付款だけの取消しなどをいう。

